

令和4年 第10回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和4年9月29日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階中会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和4年9月29日(木) 午後2時00分		
	閉 議	令和4年9月29日(木) 午後2時45分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第9回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第6号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（時津町地域部活動改革検討委員会設置要綱）

議案第32号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和4年第10回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第9回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第9回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和4年第9回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和4年第9回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和4年8月6日から令和4年9月29日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第6号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第6号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。
本案について、事務局の説明を求めます。
なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

(秘密会により非公開)

○ 相川教育長

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(時津町地域部活動改革検討委員会設置要綱について)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域部活動改革検討委員会設置要綱)の件を議題とします。

議案第31号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域部活動改革検討委員会設置要綱の制定)に関してご説明いたします。

本件は、本町中学校における部活動の段階的な地域移行を円滑に進めるため、地域部活動改革検討委員会の設置及びその任務、組織等を定めるものでありますが、早期に検討委員会を開催する必要があるため、教育委員会を招集する暇がなく、専決処分を行いましたので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものでございます。

要綱の内容を説明させていただく前に、部活動改革の概要について少しご説明させていただきますので、お手元にお配りしている3枚ものの資料をご覧ください。

文科省(スポーツ庁)は、本年6月6日に行われた運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の中身を公表しました。

内容としましては、中学校生徒数の減少が加速化する等深刻な少子化が進行しており、また、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求

められたりするなど教師にとって大きな業務負担となっている状況です。少子化の中でも将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して楽しむことができる機会の確保を目指し、令和5年度から令和7年度末を目途に、まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする計画となっています。

時津町では、将来にわたり、町内の子どもたちがスポーツを継続して楽しむことのできる環境を確保するため、時津町地域部活動改革検討委員会を設置し、令和7年度末までに休日（土日祝日）の部活動を可能な部から順次地域移行していく予定です。平日の部活動については、これまでどおりとなります。土日祝日の活動においては、時津町スポーツ協会を中心母体に地域の各団体に指導してもらうこととなります。また、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築することとしております。時津町地域部活動改革検討委員会設置要綱では、第1条で設置の目的。第2条の任務では部活動の地域移行のあり方についての調査、研究、検討に関する事。第3条の組織では委員の委嘱に関する事等を定めています。

8月30日に第1回地域部活動改革検討委員会を開催し、委員の皆さんから多くの意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

検討委員会の開催頻度を何回と考えていますか。

○ 廣瀬学校教育課長

今年度は、2学期中に1回、3学期中に1回の2回を予定しています。

○ 宮原教育委員

目安としての開催回数及び日程等設定された方がいいと思われれます。

○ 廣瀬学校教育課長

まだ立ち上がったばかりの検討委員会ですので、他の団体のご意見等を伺いながら委員会で検討していきたいと思っています。

○ 吉田教育委員

全国教育長教育委員リモート会議でも出ていましたが、中学校における部活動の地域移行についてはどこも大変だということでした。第1回の検討委員会が8月30日に開催されたようですが、委員の皆さんのご意見等を教えてください。

○ 廣瀬学校教育課長

土日の活動で事故が発生した場合の対応や責任の所在、保険等心配をされていました。

○ 相川教育長

今は受け皿がない状態のため、責任の所在や生徒指導等について不安があると思いますので、検討委員会で検討していきます。

○ 川崎教育委員

地域部活動改革検討委員会は、いつまで存在しますか。

○ 廣瀬学校教育課長

土日祝日の移行が終わると、平日の部活動も地域に移行となっていきますので、当分の間存続します。

○ 川崎教育委員

運動部活動は、全部地域移行となるのですか。

○ 相川教育長

今の公立中学校の運動部活動は、学習要領に学校で行うこととなっていますが、国は地域移行を計画的に行っていていき、ゆくゆくは学習指導要領から運動部活動を外すと考えているようです。

○ 天田教育委員

お尋ねします。少子化により学校毎の団体活動ができない部活は、町内の中学校合同での活動ができないでしょうか。

○ 廣瀬学校教育課長

国においても今後の少子化の流れで、合同での部活動を考えてはいるようです。

○ 相川教育長

今から地域部活動改革検討委員会で検討し、進めていかなければならないと思っています。また、検討委員会開催回数及び日程等をある程度決めて進めてまいりたいと思います。

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域部活動改革検討委員会設置要綱)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第32号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

○ 相川教育長

続きまして、議案第32号、時津町教育委員会表彰被表彰者についての件を議題とします。
議案第32号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第32号、時津町教育委員会表彰被表彰者についてご説明いたします。
資料1ページの「令和4年度時津町教育委員会表彰対象者一覧」をご覧ください。

本年度は7名の方を表彰しようとするものです。

1人目は、中野常敏(なかの つねとし)さんで、久留里自治公民館の館長や主事を5年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

2人目は、坂井英敏(さかい ひでとし)さんで、元村2自治公民館の館長を5年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

3人目は、馬場幸雄(ばば さちお)さんで、野田自治公民館の主事を5年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

4人目は、内田裕三(うちだ ゆうぞう)さんで、浜田5自治公民館の館長や体育部長を通算すると6年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

5人目は、植田秀之(うえだ ひでゆき)さんで、西時津自治公民館の館長や副館長を5年以上務められ、表彰規則第2条第3号に該当します。

6人目は、林三夫(はやし みつお)さんで、浜田5自治公民館の副館長を10年務められ、表彰規則第2条第6号に該当します。

最後に7人目は、畑真里子(はた まりこ)さんで、時津町文化協会に属する民謡舞踊グループの講師を41年以上務められ、表彰規則第2条第6号に該当するものです。

資料の2ページ以降は、各個人ごとの表彰調書や表彰規則を添付しています。

以上で議案第32号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第32号、時津町教育委員会表彰被表彰者についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第10回時津町教育委員会会議を閉会します。